

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

5 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	令和2年度営業所オンラインシステム改修業務委託(その2)	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥1,947,000	令和2年5月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	－
2	給水スポットデザイン設計・製作・設置業務委託	製作・広告・ 催事、印刷 －印刷・デ ザイン	株式会社カクタス	¥21,200,000	令和2年5月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G5	－
3	令和2年度 水道事業における広域連携及び海外展開に係るサポート業務委託	その他代行 －その他	株式会社大阪水道総合サービス	¥8,371,000	令和2年5月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	－
4	令和2年度ハンディターミナルシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	大豊機工株式会社 関西営業所	¥10,263,000	令和2年5月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	－

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度営業所オンラインシステム改修業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道センターOCR機器更新に伴い、営業所オンラインシステム（以下、「本システム」という。）について、疎通・連携テストを行うものです。

本システムは上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり現在稼働中のシステムに障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧する必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

給水スポットデザイン設計・製作・設置業務委託

2 契約の相手方

株式会社カクタス

3 随意契約理由

当局では、市内各所に給水スポット（ウォーターディスペンサー）を設置し、水道水を提供することで、実際に市民・お客さまに本市の水道水を飲んでいただき、水道事業への認知度及びイメージの向上に繋げていきたいと考えている。

上記事業を行うためには、市民・お客さまに本事業で設置するウォーターディスペンサーそのものに対して良いイメージを持っていただき、積極的に利用していただく必要がある。

そのため、ウォーターディスペンサーを給水のための装置と位置付けるのではなく、それ自体が広報媒体であり、マイボトルに出先で水道水を給水するという新たなライフスタイルの提案でなければならない。

実現にあたっては、ウォーターディスペンサーに「おいしい水」をイメージさせるデザインだけでなく、注目を集めるための「インパクト」や「大阪らしさ」・「親しみやすさ」、どなたでも利用できる「ユニバーサルデザイン」などが、バランスよくデザインされることが必要不可欠である。

この点については、専門的な知識や経験、ノウハウ等を持つ民間事業者に企画提案を求めることが、上記の目的を実現するうえで最大の効果を得ることができると考える。

については、仕様を詳細に提示して価格競争により業者を決定する一般競争入札は適さず、また、各事業者からの様々な提案について、一定の基準を設けて機械的に採点、評価することは困難であることから総合評価一般競争入札も適さないと考える。よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

本公募型プロポーザル選定会議において各委員が採点を行った結果、上記業者が最も優れた企画提案がなされた事業者と決定され、各委員の配点合計が募集要項に定めている基準を超えており、調達する業務の目的等に合致した企画提案がなされた事業者であることから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務（広報）（電話番号06-6616-5404）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和2年度 水道事業における広域連携及び海外展開に係るサポート業務委託

2. 契約の相手方

(株) 大阪水道総合サービス

3. 随意契約理由

本業務は、当局が周辺水道事業体から受託している技術支援業務について、進捗会議へ出席し技術的な助言や提案、資料作成などの一部業務を行うとともに、支援ニーズの把握や支援業務の精度向上を目的とした周辺事業体へのニーズ調査に同席して議事録・報告書作成業務を行うほか、海外水ビジネスパートナー制度に係る申込受付・情報発信などの事務局業務を行うものです。

当局は、関西を代表する大規模水道事業体として、2006（平成18）年度より、周辺事業体と技術協力に関する連携協定を締結し、これまで培ってきたノウハウを活用して、各事業体のニーズに合わせた技術支援を実施してきました。2019（令和元）年10月1日に施行された改正水道法に合わせ、9月30日に厚生労働省より告示された「水道の基盤を強化するための基本方針」では、経営に関する専門知識や高い技術力を有する区域内の水道事業体の中核となって、他の水道事業体等に対する技術的な支援や人材育成を行うことが求められています。

また、海外では、2015（平成27）年に設定された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、「安全な水とトイレの確保」として、2030（令和12）年までに、安全で安価な飲み水への普遍的なアクセスの確保を達成することが目標とされており、我が国においても、日本の質の高いインフラの輸出により、開発途上国等の目標達成に寄与する方針が示されています。

このような状況を踏まえ、当局は、令和2年2月に「大阪市水道 広域連携・海外展開戦略」を策定し、国内においては、他の水道事業体等への技術支援業務を拡充するとともに、海外では、民間企業と一体となって海外水ビジネスに取り組む体制整備や海外水道事業体と民間企業のニーズのマッチングに取り組んでいくために、海外水ビジネスパートナー制度を創設することとしています。

これらの取組みを、本市水道事業に影響を与えることなく、効率的かつ効果的に推進するため、事業推進体制の検討を行った結果、推進パートナーを設ける必要があります。そのパートナーは次のような条件を全て満たすことが求められます。

- ・ 当局と同等程度の技術・ノウハウを保有していること。
- ・ 水道事業体が担うべき役割を熟知していること。
- ・ 海外展開において、民間企業と緊密に連携しつつ、相手国・事業体の動向を把握しながら、時機を逸することなく柔軟に対応できること。

(株) 大阪水道総合サービスは、当局の外郭団体として公としての役割を熟知し、

また当局OBが在籍していることから、当局と同等の技術・ノウハウを保有しており、さらに民間企業と同様の機動性を有していることから、上記条件を全て満たす唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

水道局総務部経営改革課事業推進担当（電話番号06-6616-5507）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度ハンディターミナルシステム改修業務委託

2 契約の相手方

大豊機工株式会社

3 随意契約理由

本業務は、各水道センターにて日常の水道メータ検針業務及び料金等徴収業務で使用しているハンディターミナルシステム（以下、「本システム」という。）の改修を行うものです。

改修内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民生活への支援として水道料金及び下水道使用料の減免にかかる料金計算プログラムの改修を行うとともに、今後、委託会社による水道メータ検針が実施できなくなった場合においても、過去の実績等により、全契約者の使用水量を一括認定できるようプログラム等の改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構成されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり現在稼働中のシステムに障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧する必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは大豊機工株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）